

中東和平におけるヨルダンにとっての パレスチナ難民問題

江崎 智絵

はじめに

- I ヨルダンのパレスチナ系住民をめぐる歴史的経緯
- II ヨルダンにおけるパレスチナ難民の法的地位と支援体制
- III ヨルダンの国家安全保障とパレスチナ難民問題
おわりに

はじめに

ヨルダンは、自らも中東和平プロセスの当事者である。イスラエルとの平和条約締結国という立場を生かし、イスラエル・パレスチナ和平交渉の進展を支援してきた。国内に多くのパレスチナ系住民を抱えるヨルダンにとって、パレスチナ問題は、自国の安全保障および主権と深く関わってきたからである[Miller 1986, 24]。特にヨルダンは、境界線問題、エルサレム問題および難民問題に関する最終的地位交渉の行方に強い関心を有している。

まず、境界線問題について、ヨルダンは、自国の安全およびヨルダン川西岸地区(以下、西岸)という経済的市場を確保するとの観点から、ヨルダンとパレスチナとの間にイスラエルが介入することなく、ヨルダンがパレスチナと直接隣接するよう境界線が確定されることを望んでい

る。

次に、エルサレム問題について、ヨルダンは、以下のようなエルサレムとの結び付きを有しており、今後も維持したいと考えている。まず、現アブドゥラー2世国王の曾祖父にあたるアブドゥラー1世国王の遺体が本人の希望により、アル・アクサー・モスクの下に埋葬されていることである。次に、1950年にヨルダンが西岸を併合して以降、ヨルダン宗教省がエルサレムをワクフ(Waqf)として管理し続けていることである^(注1)。さらに、歴代のハーシム家の国王は、正統性の一つの源泉として聖地エルサレムの保持を必要としてきた^(注2)。

最後に、難民問題である。ヨルダンは、国内に約196万人のパレスチナ難民^(注3)を抱えており[UNRWA 2009]、彼らの多くに国籍を付与するとともに、非国籍保有者に対してもインフラ整備などの支援を行ってきた。そうしたホスト国としての負担から、ヨルダンは、さらなる難民の受け入れを拒否している。そして、イスラエルとパレスチナとの間で合意される難民問題の解決メカニズムが自国の利益に合うことを求め、働きかけを行ってきている。

このように、パレスチナ人の最終的な帰趨は、ヨルダンという一国家に政治・経済・社会的影響を及ぼす可能性が否めない。そのため、ヨル

ダンには、中東和平支援をどのように国益につなげていくかという課題に直面している。本稿では、こうした点を踏まえ、ヨルダンにとってのパレスチナ難民問題について多面的に論じてみたい。

本稿の構成は、以下の通りである。第Ⅰ章では、ヨルダンのパレスチナ系住民をめぐる歴史的経緯を概観し、いかにパレスチナ難民がヨルダン社会に組み込まれていったのかについて述べる。第Ⅱ章では、パレスチナ系住民の法的な地位について難民の位置付けを説明し、ヨルダン政府のパレスチナ難民支援について整理する。第Ⅲ章では、前2章で述べたパレスチナ難民問題の歴史のおよび法的側面に加えて、難民問題がいかにヨルダンの安全保障と結び付いているのかを西岸とヨルダンとの関係に着目して論じる。

I ヨルダンのパレスチナ系住民をめぐる歴史的経緯

ヨルダンに関わるパレスチナ人の移動には、3つの大きな波があった。それぞれ1948年の第1次中東戦争、1967年の第3次中東戦争、1990～1991年の湾岸危機・戦争を契機とする。

1948年5月に第1次中東戦争が勃発すると、ヨルダン川西岸地区には約36万人が難民として押し寄せた。そのうち約11万人は、ヨルダン川東岸地区(以下、東岸)へ移った[Sayiegh 1987, 12]。こうした人の移動の中で西岸の住民人口は42万5000人、東岸は37万5000人となった。

1950年4月、ヨルダンは、西岸を併合し、ヨルダン川両岸がヨルダンの領土となった。ヨルダン政府は、新たに国内に抱えることになった

パレスチナ人に国籍を付与した。これを受け、ヨルダンの総人口は以前の3倍に膨れ上がった。内訳を見てみると、1952年の時点で西岸の人口は約74万2000人、東岸の人口は約58万6000人であった。その後、より多くのサービスとよりよい経済状況を求めて、西岸から東岸へ人々の移住が起こった。そのため、1961年には、西岸の人口が約80万5000人であったのに対して、東岸の人口が約89万1000人となり、西岸人口を上回るようになった[Sayiegh 1987, 12-13]。

1952年までに、ヨルダンの総人口に占めるパレスチナ系住民の割合は、68.81%となった[Sayiegh 1987, 13-14]。このパレスチナ系住民には、1948年以前に東岸に移り住んでいた者、1948年難民および西岸在住者が含まれる。

1967年6月に第3次中東戦争が勃発し、イスラエルが西岸・ガザ地区をはじめアラブ諸国の領土を占領すると、ヨルダンには、西岸およびガザ地区から避難民(displaced persons)^{注4)}が押し寄せた。それに伴い、1950年代初頭に34.42%であった東岸におけるパレスチナ系住民の割合は、約60%に増加した[Sayiegh 1987, 34]。1967～1968年には、西岸から2万8000人が、ガザ地区からは4万6000人がそれぞれ東岸に移り住むようになった[Sayiegh 1987]。

1970年9月、ヨルダン国軍とパレスチナ解放機構(アラビア語名: Munazzama al-Tahrir al-Filastiniya, 英語名: Palestine Liberation Organization, 略称 PLO)に加盟しているパレスチナ諸派との間で、「黒い9月事件」といわれる軍事衝突が発生した。ヨルダン政府は、パレスチナ諸派によるフセイン国王暗殺未遂事件の発生やヨルダンにパレスチナの「国家内国家」を樹立しようとする動きに徹底して対抗した。

パレスチナ諸派は、ヨルダンから追放され、レバノンに拠点を移した。しかし、東岸のパレスチナ系住民の多くは、ヨルダン国籍を維持するためにヨルダン国内に住み続けた[Saltloff 1986, 64]。ただし、この事件を契機として、パレスチナ系は、政府機関の要職ポストなどから解任されるようになった。

1950年4月の西岸併合後、ヨルダンでは、人口増加に伴う失業が大きな問題となった。1950年代の失業率は40～50%と高く、出稼ぎが増えた。出稼ぎは、ヨルダン国内の失業率を軽減し、海外からの送金という財源確保を生み出した点でヨルダン経済の発展に大きく寄与した。1966年には失業率が4～5%まで低下した。その頃には、3万5000人から10万人が湾岸諸国などに移住するようになっており、ヨルダンでそうした移住組の大多数を占めていたのはパレスチナ系住民であった[Sayiegh 1987, 16]。1980年代半ば、湾岸地域には150万人の外国人労働者がおり、ヨルダン人およびパレスチナ人はその35%を占めていた[Colton 2002, 72]。

ところが、1990～1991年に湾岸危機・戦争が勃発すると、パレスチナ人労働者の多くが国外に追放された。そのためヨルダンには約30万人の労働者が流入し、人口が7.5～10%増加した。これらの労働者の中には、ヨルダンが非国籍保有者に対して発行する暫定的な旅券によって湾岸諸国に出稼ぎに行っていたパレスチナ人も含まれていた。

II ヨルダンにおけるパレスチナ難民の法的地位と支援体制

こうしたパレスチナ系の人々に対して、ヨル

ダン政府は、どのような法的枠組みを適用し、どのような支援を行ってきたのであろうか。

1. パレスチナ系住民の法的地位にみる難民の位置付け

ヨルダン川東岸地区には、1948年5月の第1次中東戦争以前にヨルダン川西岸地区から移住し、ヨルダン国籍を取得していたパレスチナ人もいた。1954年国籍法の第3条は、以下の要件を満たす人々をヨルダン国籍保有者とみなしている。①1928年のヨルダン国籍(al-Jinsiya)法^(注5)の規定に基づいてヨルダン市民権を取得したもしくはヨルダン旅券を取得した者、②1948年5月15日以前にユダヤ人ではなく(gair al-Yahūd, ユダヤ人の定義はなし)パレスチナ市民権(al-Jinsiya)を獲得した者で、1939年12月20日から1954年2月16日の間に通常の住居地がヨルダン・ハーシム王国であった者、③父親がヨルダン国籍を有している者、④ヨルダン・ハーシム王国で生まれ、ヨルダン国籍を有する母親と国籍が不明もしくはない父親との間に生まれた者あるいは法的に父親を特定できない者、である[Wizāra al-Dakhilīya 1954; Davis 1995, 23-79]。

1950年4月の西岸併合後、新たにヨルダン国籍を取得したパレスチナ系住民は、西岸居住者と国連パレスチナ難民救済事業機関(United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East, 略称UNRWA)に登録されている難民とに分類できる。ヨルダンのパレスチナ難民は、ヨルダン国籍を取得しながらも、帰還権を維持するためにUNRWA登録難民であり続けた。ヨルダンの難民数は、1950年に約50万6000人、1975年に約62万5000人、1990

年には約92万9000人になっていた[UNRWA 2008]

1967年6月の第3次中東戦争以降にヨルダンに流入したパレスチナ人の中には、国籍を付与されない人々もいた。ガザ地区出身の避難民である。彼らは、1948年5月の第1次中東戦争後、エジプトの支配を受けており、1954年国籍法の国籍取得要件を満たしていなかった。

これに対して、ヨルダンは、西岸に住むヨルダン国籍保有者を1967年6月以降も国民とみなし続けた。一方、イスラエルは、ヨルダンによる1950年4月の西岸併合を法的根拠のないものとみなしていた。ところが、イスラエルは、占領した西岸の将来的な地位に関するより広範な選択肢を確保しておくために、ヨルダンが西岸に関与し続けることを黙認した[Lukas 1999, 48]

国連安保理決議242に基づいて、第3次中東戦争が停戦に至ると、イスラエルが占領した西岸・ガザ地区にパレスチナ独立国家が樹立されるとの認識がアラブ諸国においても共有されるようになっていった。ヨルダンは、アラブ域内政治の潮流に抵抗することができず徐々に西岸に対する自らのプレゼンスを減退させ始めた。1983年には、西岸に住むパレスチナ人によるヨルダン入国を制限するようになった[Day 1986, 125]

1984年、ヨルダン政府は、西岸に住むパレスチナ系ヨルダン人およびイスラエル占領当局から「家族再会資格」(family reunion status)を付与されているパレスチナ系ヨルダン人の人数を把握することを目的として、「イエロー・カード」および「グリーン・カード」を導入した^(注6)。

イエロー・カードが付与される条件は、①西岸出身者、②1984年の時点で、西岸を離れ、ヨ

ルダンを含む第三国に居住していた者、③イスラエル当局によって「家族再会資格」を有すると認められている者、である。グリーン・カードが付与される条件は、①西岸出身者、②1967年6月のイスラエル占領以降も西岸に居住し、1988年7月のヨルダンによる西岸の主権放棄以前にヨルダン国籍を保有していなかった者、である。

そして、1988年7月、ヨルダンのフセイン国王は、西岸に対する法的な支配を放棄する西岸切り離しを一方的に宣言した。この時点でヨルダン国籍を有しながらも西岸に居住していたパレスチナ人は、その国籍を失うことになった。なお、上述した2種類のカード制度の導入は、この西岸切り離し政策を視野に入れていたものと思われる。

現在、ヨルダン国籍を保有するパレスチナ系住民は、イスラエル領となっている土地あるいは西岸出身者である。彼らは、参政権を含む国民としてのあらゆる権利および義務を有する。具体的にそれらの人々は、①UNRWAに登録されているパレスチナ難民、②イエロー・カード保有者、③その他(オスマン・トルコ治世または英国委任統治下において西岸から東岸に移住したパレスチナ人など)に分類することができる。

一方、ヨルダン国籍を取得してはいないが、ヨルダンを生活の基盤としているパレスチナ人は、グリーン・カードを保有する者とガザ地区出身者(避難民)からなる。

ヨルダン在住のパレスチナ難民について、ヨルダン外務大臣直轄のパレスチナ難民局(アラビア語名Dā'ira al-Shu'un al-Filastīniya, 英語名: Department of Palestinian Affairs, 略称DPA)のワジーヒ・アザーイザ局長は、全体の90%が西岸

出身の国籍保有者、残りの10%がガザ地区出身の非国籍保有者であると述べた^(注7)。

2. パレスチナ難民に対する支援

ヨルダンにおけるパレスチナ難民支援は、DPAを中心に行われている。1988年7月にフセイン国王が西岸の切り離しを宣言するとDPAが発足し、外務大臣直轄の組織となった〔DPA 2008, 80-82〕。ヨルダンにいるパレスチナ難民は、その大半がヨルダン国籍を保有している。しかし、国籍の有無にかかわらずパレスチナ難民は帰還権を有している。DPAが外務大臣直轄の組織とされているのも難民の帰還権に抵触しないためである。

DPAの前身組織は、1950年の西岸併合直後に設立された建設・修復省(Ministry of Construction and Restoration)である。1951年、同省は、UNRWAとの間でパレスチナ難民に対する家屋の提供など彼らの住居環境を整えるための協力協定に署名した。以後、DPAは、UNRWAと密接に連携しながらパレスチナ難民支援を行っている。

ヨルダンには、2009年6月末時点で、約196万人のパレスチナ難民が暮らしている。UNRWAのデータによれば、この数は、UNRWA登録難民全体の42%を占め、UNRWA活動地域・国の中で最大となっている。ただし、実際に難民キャンプで暮らしているのは約33万人で、ヨルダン在住難民全体の約17%である。

ヨルダンには、13の難民キャンプが存在している。ヨルダンで最初の難民キャンプは、1949年に赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross, 略称ICRC)によって設立された。1949年の国連総会決議302(IV)に基づいて

UNRWAが設立され、翌1950年に活動を開始すると、UNRWAはICRCからその任務を受け継いだ。その後、1967年までに計5つの難民キャンプが設立され、1967年6月の第3次中東戦争に伴う避難民の流入を受けて1967～1969年の間に計8つの難民キャンプが設立された。

これら13の難民キャンプは、UNRWAが運営する10の難民キャンプとDPAが運営する3つの難民キャンプからなる。UNRWAは、DPAが運営する3つのキャンプを非公式難民キャンプと呼ぶが、他の難民キャンプと同様に学校や医療クリニックを設置するなどのサービスを提供している。また、UNRWAの難民定義によれば、1967年避難民は難民とはみなされないが、UNRWAは、それら避難民に対しても実質的な支援を行っている。

DPAは、UNRWAとの協定に基づいて自らも難民支援を行っている。難民キャンプにおけるインフラ整備は、基本的にホスト国の責任とされている。また、DPAは、UNRWAとヨルダン省庁の間の連絡・調整、パレスチナ占領地内外に居住するパレスチナ人の状況に関する調査・分析、パレスチナ人によるヨルダン入国およびヨルダンを經由する第三国への移動支援などを主要業務としている。

ヨルダン政府は、DPAを通じて難民キャンプの貧困世帯に対する家屋再建、難民キャンプ内の道路拡張および水道網の整備といった開発事業の実施に加えて、国公立大学に難民の入学枠(計350人)^(注8)を設けるなどの支援を行っている。その中でも特に注目すべきは、非国籍保有者のガザ地区出身「難民」に対する支援である。彼らは、国籍を有していないため、参政権を認められておらず、享受できる社会サービスにも制

限がある。しかし、ヨルダン政府は、彼らに特別なカードや2年間有効の特別旅券(注9)を付与するとともに、不動産の取得を認めるなど国籍非保有者としては最大限の便宜を図っている(注10)。さらに、国公立病院における医療費の一部あるいは全額免除、労働省が主催する職業訓練センターでの学習許可の付与、などを行っている。

こうした中で、DPA関係者は、全体の42%を占める難民宿主国ヨルダンへのUNRWAの予算配分率が全体の20%ほどでしかないことに不満を募らせている。ヨルダン政府は、UNRWAのサービスがカバーし得ない部分を補うために、年間約4億米ドルを拠出している(注11)。その一部として例えば、DPAは、各難民キャンプに難民自らが選出する難民キャンプ・サービス委員会を設置し、2007年には、同委員会に対して約82万ヨルダン・ディナール(約116万米ドル)を拠出した〔DPA 2008, 90〕。同委員会は、キャンプ内の生活環境の向上を担っている。

Ⅲ ヨルダンの国家安全保障とパレスチナ難民問題

これまで論じてきたように、ヨルダン在住のパレスチナ難民は、その多くが国籍取得者としてヨルダン社会の構成員になっているが、ヨルダン政府は、国籍を持たない難民に対しても国民的待遇を認めてきた。

ところが、1970年に「黒い9月事件」が発生して以降、部族を中心とするヨルダン川東岸地区出身のヨルダン人が支配するヨルダン社会には、パレスチナ系住民に対する不信感が増していった。そのため、パレスチナ系住民の増加に伴い、ヨルダンの支配層を占める東岸出身者は、

パレスチナ系住民(難民およびヨルダン川西岸地区出身者)の最終的帰属意識がヨルダンではなくパレスチナにあることを絶えず心配しており、パレスチナ系住民を政府機関、軍、治安といった支配機構から排除してきた。

こうした中で、ヨルダンは、中東和平プロセスの行方に強い関心を有している。その理由としては、第1に、域内最大の約196万人に上るパレスチナ難民の宿主国として、難民問題の解決(難民・宿主国政府に対する補償、難民の帰還や再定住)がヨルダンの政治、社会および経済に大きな影響を及ぼすことが挙げられる。第2に、ヨルダンは、仮に中東和平プロセスが進展せず、パレスチナ独立国家の樹立が先送りされる場合、さらなるパレスチナ難民および西岸住民がヨルダンに流入する事態を懸念していることである。特にヨルダンは、イスラエルによる西岸での「壁」の建設および入植活動の継続がパレスチナ独立国家の樹立に支障を来し、西岸在住のパレスチナ人がヨルダンに流入する事態を招きかねないとして反対している〔Wizāra al-Khārijīya 2009〕。第3に、ヨルダンにおける多数のパレスチナ系住民の存在によって、ヨルダンがパレスチナ人の代替国家(Watan al-Badīr)化される事態を恐れている。

3つの理由の背後には、パレスチナ難民のヨルダンへの定住もしくはさらなる難民の受け入れなどによって、自らの職をパレスチナ人およびパレスチナ系住民に奪われてしまうのではないかという東岸出身者の脅威認識が存在している。また、パレスチナ難民問題を媒介として、ヨルダンは、西岸との関係のあり方がヨルダン人のための国家というヨルダンのナショナル・アイデンティティを根底からゆるがせるのでは

ないかとの懸念を有している。

1967年6月の第3次中東戦争でイスラエルが西岸・ガザ地区を占領して以降、フセイン国王は、西岸およびイスラエルとの関係を外交政策の中心に据えてきた。それは、以下の理由による。第1に、フセイン国王が再度エルサレムを掌握したいと願い、ヨルダンと西岸との連邦構想を抱いていたからであり、第2に、イスラエル国内で議論されていた「ヨルダンのパレスチナ代替国家化」の実現を阻止するために、ヨルダンは、西岸との連邦制を提案せざるを得なかったからである。第3に、1970年の「黒い9月事件」を契機として、ヨルダンは、西岸のパレスチナ人を反王制主義者とみなし、彼らの動向を把握しておく必要性に直面したからである。そのため、秘密裡にイスラエルとの協力関係を深め、西岸のパレスチナ人に関する情報収集を行うようになった。1974～1977年にかけては、西岸の最終的地位に関するヨルダンとイスラエルとの秘密交渉が行われており、イスラエルは、こうした頃からすでに、ヨルダンのエルサレムにおける関与を認めていた[Klein 2001, 54-55]

さらに、1993年9月にイスラエルとPLOがオスロ合意を締結して以降、ヨルダンは、国家安全保障の観点から西岸との政治的、軍事的関係をできる限り希薄化させようとしてきた^(注12)。西岸との関係を維持し続けることで、パレスチナ独立国家のあり方にヨルダンが巻き込まれることを回避するためである。

このため、ヨルダンは、パレスチナ難民ホスト国として、また、西岸に隣接する国として多くの西岸出身者などを国内に受け入れているとの立場から、2国家解決策に基づくパレスチナ独立国家の樹立を中東和平政策の重要な柱とし

ている。これは、ヨルダンがヨルダン人のための国家であるというナショナル・アイデンティティーの表明にも等しい。ここで改めて、難民問題に対するヨルダン政府の立場を確認しておきたい。ヨルダン政府は、国連決議194に基づいてパレスチナ難民の帰還権が実現されることを支持している[Wizāra al-Khārijīya 2009]。そのため、DPAを中心とする難民支援は、帰還権の放棄を意味するものでも促すものでもないとされる。また、ヨルダン政府は、今以上の難民を受け入れることはできないとの立場を明確に示している[Wizāra al-Khārijīya 2009]。さらに、ヨルダンは、イスラエルとパレスチナとの最終的地位交渉でパレスチナ難民問題が解決されるべきとする一方、ホスト国の補償権が実現されるべきとの立場をとっている[Wizāra al-Khārijīya 2009]

しかし、イスラエル・パレスチナ和平交渉が成果を見せない中で、現状は、ヨルダンが目指す方向とは大きく乖離する局面を見せた。

2008年6月15日、マケイン米国共和党大統領候補(当時)のロバート・ケーガン首席補佐官(当時)が「ヨルダンはパレスチナである」と発言したとの報道がなされた。後日、同補佐官は、自身がそうした発言を行ったことはないとしてこの報道を否定したが、ヨルダン国民は、ヨルダンがパレスチナ人の代替国家化される、すなわち自国の生存が脅かされることを恐れて大いに動揺した。

この報道に対して、ヨルダンのアブドゥラー2世国王は、同年6月18日付のレバノン発行『アル・サフィール』紙のインタビューに応じ、不快感を如実に表した。同紙のインタビュー記事の中で、国王は、「ヨルダンはヨルダンであ

り、パレスチナはパレスチナである。パレスチナの領土における独立国家の存在は、パレスチナ人の権利であり、パレスチナ人が彼らの郷土であるパレスチナの代替地をそもそも受け入れることはないであろう。イスラエルは、この現実から目を反らすことはできず、パレスチナ人の存在を受け入れ、共存を目指さなければならない」と発言した。

マケイン大統領候補補佐官の発言は、イスラエルのアリエル・シャロン元首相(リクード党党首からカディマ党党首へ)が1970年代にパレスチナ問題の解決策として打ち出した「ヨルダン・オプション」(西岸はイスラエル領としてユダヤ人移民を受け入れ、西岸からパレスチナ人を追放するために、ヨルダンをパレスチナの代替国家とする)^{注13)}を想起させ、国内で予想以上の反発を招いた^{注14)}。

おわりに

本稿では、ヨルダンにとってのパレスチナ難民問題を歴史的、法的、安全保障的な観点からそれぞれ論じ、中東和平プロセスの文脈で体系的にとらえてきた。

ヨルダンの難民支援および難民問題への関与は、西岸との領土的關係が構築されたことによるものといっても過言ではない。目の前に出現した状況に、国益の防護という立場から現実的に対応していくものであり、その後の動向を見据えながら備えをしていくという姿勢に支えられていた。

パレスチナ難民問題は、イスラエル・パレスチナ和平交渉において最も解決が困難な問題とさえいわれている。過去の交渉過程で、すでに

幾つかのシナリオが解決策として提示されてきた。しかし、難民問題は、それ自体が政治性および象徴性を帯びているがゆえに、長期化している問題である。それに加えて、中東和平プロセスでは、最終的地位問題(難民、エルサレム、境界線、安全保障、入植地)のそれぞれが互いに密接に結び付いており、単独での解決ということが難しい。

また、ヨルダンにとっての難民問題は、パレスチナ独立国家のあり方次第でヨルダンのナショナル・アイデンティティーも影響を受けかねない点で国家の安全保障と結び付いている。

今後の中東和平プロセスにどのような展開がみられるのか、そして、その中にヨルダンがどのように関与していくのか、ヨルダンの対応が注目される。

(注1) ヨルダンは、これまで1924年、1964年および1994年の3度、アル・アクサー・モスクおよび岩のドームの修復などを行ってきた。1954年には、こうした修復作業を監督するアル・アクサー・モスク修復委員会を設立するための法律が公布された。ヨルダンは、アル・アクサー・モスクおよび岩のドームをイスラームのワクフとみなし、その管理のためにエルサレムに宗教省の事務所を置いている。2008年の時点で技術系を含む477人の職員が常駐している。ヨルダン政府は、年額500万ヨルダン・ディナール(約706万米ドル)をそれら職員の給与として支出している。Wizāra al-Auqāf wa al-Shu'ūn wa al-Muqaddasāt al-Islamiya 2006. *Al-I'mār al-Hashimī li-l-Masjid al-Aqsā al-Mubārak wa Qubba al-Ṣakhr al-Mashurafa*. Amman: Wizāra al-Auqāf wa al-Shu'ūn wa al-Muqaddasāt al-Islamiya.

(注2) エルサレム問題についてヨルダンがイスラエルと締結した平和条約の第9条には、イスラエルがエルサレムのイスラームの寺院に対してヨルダンが果

たしている特別な役割を尊重する(Israel respects the present special role of the Hashemite Kingdom of Jordan in Muslim Holy shrines in Jerusalem)と規定されている。また、エルサレムをめぐるパレスチナとの最終的地位交渉に際して、イスラエルは、エルサレムにおけるヨルダンの歴史的役割に優先度を与える(Israel will give high priority to the Jordan historic role in these shrines)とされている。

(注3) 本稿では、国連パレスチナ難民救済事業機関(United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East: UNRWA)の定義に従ってパレスチナ難民という用語を用いる。UNRWAは、パレスチナ難民を「1946年6月から1948年5月の間、通常の居住地がパレスチナであり、1948年のアラブ・イスラエル紛争で住居と生活の糧を失った人々」と定義している。

(注4) UNRWAの定義上、1967年の避難民(Displaced persons)は、1948年難民と区別されている。UNRWAのマנדートには、避難民に対する支援は含まれていないが、実質的にUNRWAは、避難民に対しても教育、医療および社会・救済サービスの提供を行っている。

(注5) この法律には、1924年8月6日にトランス・ヨルダンに居住していた全住民には、トランス・ヨルダン国籍が付与されることが規定されている。

(注6) 2006年10月3日、ヨルダン内務省民生・旅券局にて筆者が行ったイマード・マダード八同局総局長へのインタビュー。

(注7) 2007年10月29日、ヨルダン・パレスチナ難民局にて筆者が行ったワジーヒ・アザーイザ同局局長へのインタビュー。

(注8) 大学に進学できる難民数は限られており、就学を望む者全てが進学できるわけではない。そのため、各難民キャンプにもUNRWAや地元のNGOなどが運営する職業訓練センターが設置されている。なお、UNRWAが運営するアンマン・トレーニング・センターには、日本政府の支援によって作られた看護学習コースがある。卒業生は100%の就職率を誇っている。

(注9) イマード・マダード八・ヨルダン内務省民生・旅券局総局長は、『アル・ガド』紙のインタビューに応じ、ヨルダン在住ガザ出身者の生活状況改善という人道的見地から、特別旅券の有効期限を3年に伸ば

そうとする動きがある旨述べた(*Al-Ghad* 2006. 13 November: 1)。2008年9月、内務省民生・旅券局(西岸・ガザ地区出身者用)関係者に確認したところ、まだ適用されていないということであった。

(注10) 2006年10月3日、ヨルダン内務省民生・旅券局にて筆者が行ったイマード・マダード八同局総局長へのインタビュー。なお、パレスチナ系ヨルダン人およびパレスチナ人ともに、アンマン等の大都市で土地を購入等する場合は特段の許可を必要としないが、地方等で取得する場合には、情報総局(GID)の許可が必要となる。

(注11) 2007年10月29日、ヨルダン・パレスチナ難民局にて筆者が行ったワジーヒ・アザーイザ同局局長へのインタビュー。

(注12) 2006年2月21日、ヨルダン外務省直轄外交研究所紛争研究センターにて筆者が行ったヤーセル・カタルネ同センター所長へのインタビュー。

(注13) ヨルダンをパレスチナ人の代替国家化するという考えは、リクード党時代のアリエル・シャロン元首相に代表されるものである。シャロンは、1970年9月に発生したヨルダンでの国軍とPLO諸派との軍事衝突に乗じて、ハーシム政権を打倒し、パレスチナ政権を樹立することを支持していたとされる。ヨルダンが多数のパレスチナ系住民を抱えていたことが理由であった。同じリクード党でも、メナヘム・ベギン元首相は、ヨルダン川両岸にイスラエルを建国する考えを有しており、ヨルダンがパレスチナ人の代替国家化されることで、ヨルダン川東岸地区に対するイスラエルの歴史的権利が損なわれるとして反対していた。

一方、1967年6月の第3次中東戦争を契機として労働党が抱き始めた「ヨルダン・オプション」には、イーガル・アロン元外相が提唱し、「アロン・プラン」と呼ばれたものもある。「アロン・プラン」は、イスラエルの国家安全保障のためにヨルダン川西岸地区の領土を一部確保する必要があるとの前提に立ち、ヨルダン渓谷にイスラエル軍のプレゼンスを確保し、残りの領土をヨルダンに返還するというものである。イツハク・ラビン元首相も「アロン・プラン」を支持していた。後に、アロン自身は、西岸に対する考え方を修正し、イスラエルに敵対する国とは同盟関係を持たないパレスチナ国家の樹立もしくは非武装化を条件としたヨルダンへの全面返還を選択肢として

有するようになった。

また、労働党内では、モシェ・ダヤン元参謀長・外相も西岸におけるパレスチナ国家の樹立を阻止するために、西岸の将来的な地位をめくってはヨルダンをパートナーとみなし、領土の一部あるいは全部をヨルダンに返還することを主張していた。

なお、フセイン国王自身も、1967年6月の第3次中東戦争後、イスラエル国内で浮上し始めたシャロンらのヨルダンを「パレスチナ代替国家」化しようとする案の実現を避けるために、東岸と西岸をそれぞれ自治州(autonomous provinces)として、ヨルダン川両岸の連邦制による統一アラブ王国(United Arab Kingdom)の樹立案を抱くようになっていた。(注14)2008年7月24日、アドナーン・アブ・オウデ元フセイン国王外交顧問事務所にて筆者が行った同元外交顧問に対するインタビュー。

【文献リスト】

- Colton, Nora Ann 2002. "Between 'Supply Shocked' Markets: the Case of Jordan and Palestinian Returnees." In *Structural Flaws in the Middle East Peace Process: Historical Contexts*. ed. J. W. Wright, Jr. New York: Palgrave Publishers.
- Davis, Uri 1995. "Palestine Refugees at the Crossroad of 1996 Permanent Status Negotiations." In *Civil and Citizenship Rights of Palestinian Refugees*. Abbas Shibliak and Uri Davis, 23-79. Ramallah: Palestinian Diaspora and Refugee Center (SHAML)
- Day, Arther R. 1986. *East Bank/ West Bank: Jordan and the Prospects for Peace*. New York: The Council on Foreign Relations Inc.
- Department of Palestinian Affairs(DPA)2008. *60 Years Serving Refugee Camps*. Amman: DPA.
- Klein, Menachem 2001. *Jerusalem: The Contested City*. London: Hurst & Company.
- Lukas, Yehuda 1999. *Israel, Jordan and the Peace*

- Process*. New York: Syracuse University Press.
- Miller, Aaron David 1986. *The Arab States and the Palestine Question: Between Ideology and Self-Interest*. New York: Praeger Publishers.
- Saltloff, Robert B. 1986. *Troubles on the East Bank: Challenges to the Domestic Stability of Jordan*. New York: Praeger Publishers.
- Sayiegh, Yezeed 1987. *Al-Urdunn wa al-Filastīniyūn*. London: Riyad Al-Rayyes Books.
- United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East(UNRWA)2008. "Number of registered refugees(1950-2008)" (<http://www.un.org/unrwa/refugees/pdf/reg-ref.pdf> , 2009年9月15日閲覧)
2009. "UNRWA in figures" (<http://www.un.org/unrwa/publications/pdf/uif-june09.pdf> , 2009年9月15日閲覧)
- Wizāra al-Dākhiyya 1954. *Qanūn al-Jinsiya al-Urdunniya wa Ta'dilāt-hu Raqm 6 li-Sana 1954* (<http://www.moi.gov.jo/t/القوانين/قانونالجنسيةالاردنية/القوانين/الاصنافالردنية/قوانينوتشريع/abid/107/Default.aspx> , 2009年9月15日閲覧)
- Wizāra al-Khārijīya 2009. "Urduun wa al-Amlīya al-Salām" (http://www.mfa.gov.jo/wps/portal/tut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP0os3gDCxNHzzBHZ19LAyNPY0sff0cDKNAPB-nAVOGHUAGRxxwEcDfT9PPJzU_ULsrPTHB0VfQFSTRQ8/dl3/d3/L01DU0IKSWdrbUEhIS9JRFJBQUlpQ2dBek15cXchLzRCRWo4bzBGbEdpdC1iWHBRRUEhLzdfMDg0QUIWQUNNOTAySTM5TFU0MjAwMDAwMDAvS19fX18y/?WCM_PORTLET=PC_7_084AIVACM902I39LU420000000_WCM&WCM_GLOBAL_CONTEXT=htt p://images.jordan.gov.jo/wps/wcm/connect/gov/foreign+ministry+ws/home/home+page+banners/right+banners/fm+jordan+_+middle+east+peace+process+cnt , 2009年10月10日閲覧)

(えざき ちえ / (財)中東調査会研究員)